

佐世保市火入れに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、佐世保市の森林又は森林に接近している土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第2条 火入れの許可を受けようとする者は、市長にその申請をしなければならない。

(許可の要件等)

第3条 市長は、火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

(1) 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。

(2) 火入れを行おうとする森林又は土地(以下「火入地」という。)の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

2 市長は、火入れの許可をするときは、火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとする。

(許可の対象期間)

第4条 火入れの許可の対象期間は、1件につき30日以内とする。

(許可の対象面積)

第5条 1回の火入れの許可の対象面積は、2ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画の火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、市長はこれを超えて許可することができる。

(火入れの通知)

第6条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。

(許可後における指示)

第7条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(火入責任者等)

第8条 火入者は、火入れに当たっては、火入地において直接火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)及び規則で定める必要な人数の火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(火入責任者の義務)

第9条 火入責任者は、次条に定める防火帯の設備及び火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

2 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(防火帯の設置)

第10条 火入責任者は、火入地の周囲に防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 防火帯は、河川、湖沼、溝、せき等によつて防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入れの方法)

第11条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かつて行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第12条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第13条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防長に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(実地調査等)

第14条 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認められるときは、関係市職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

2 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に関係市職員を火入れに立ち合わせることができる。

3 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、関係市職員の指示に従わなければならない。

(その他)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成29年12月20日条例第50号）
この条例は、公布の日から施行する。